

第2章 災害危険区域等

(災害危険区域の指定)

第3条 法第39条第1項の規定により指定する災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域として指定された区域を除く。）と同一の区域とする。

本条では、法第39条第1項の規定により災害危険区域を指定しています。

本市では急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条第1項の規定により神奈川県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域が災害危険区域となります。

なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域として指定された区域は、法による構造規制（政令第80条の3）が適用されることから本条の災害危険区域からは除外するものとします。

また、急傾斜地崩壊危険区域において、切土、盛土、掘削等（急傾斜地法第7条第1項各号に定める行為）を行う場合は、県知事の許可が必要です。

(災害危険区域内の建築物)

- 第4条** 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造としなければならない。
- 2 災害危険区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、当該建築物の崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。）に面する当該崖の上端の高さより低い部分には、居室の窓その他の開口部を設けてはならない。
- 3 前2項の規定は、当該建築物が崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合においては、適用しない。

本条は、災害危険区域内の建築物の構造等について定めた規定です。対象となる建築物は、用途、規模に関係なく居室を有するものすべてとしています。

本条における崖とは、勾配が30度を超える傾斜地をいい、崖の高さにかかわらず適用されます。

1 第1項関係

災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合の基礎及び主要構造部の構造について定めています。崖崩れによる建築物の倒壊及び人身への被害を防ぐため、第3項に該当する場合を除き、居室を有する建築物は鉄筋コンクリート造、又はこれに類する構造として鉄骨鉄筋コンクリート造等とする必要があります。

なお、本項の規定に基づき鉄筋コンクリート造、又はこれに類する構造とした建築物は、崖崩れによる土石等の影響を考慮した上で、政令第36条の3（構造設計の原則）の規定を満足するために適切な構造方法とする必要があります。

同条の規定は、すべての建築物に適用されるものであり、安全上必要な構造方法に関して建築物が適合すべき技術的基準のうち、構造設計に当たって守るべき基本的な原則を定めているものです。この基本的な原則については、土地の状況等に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する土圧等に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとしています。これは、仕様規定や構造計算に関する規定に従った上で、さらに設計者判断等を加えて、安全な構造となるよう設計しなければならないことを示しています。

設計者は構造計算書の提出を要しない小規模なものについても、また構造計算による安全確認を行う場合においても、同条の主旨を反映する必要があります。

2 第2項関係

災害危険区域内に居室を有する建築物を建築する場合、崖に面する部分で崖の上端よりも低いものには、居室の窓その他の開口部の設置を禁止する規定です。ただし、小開口については、開口面積が100平方センチメートル以下で、その周囲に径12ミリメートル以上の補強筋を配置した給気口又は排気口に限り設置することができます。「当該建築物の崖に面する」部分とは図4-1のとおりです。

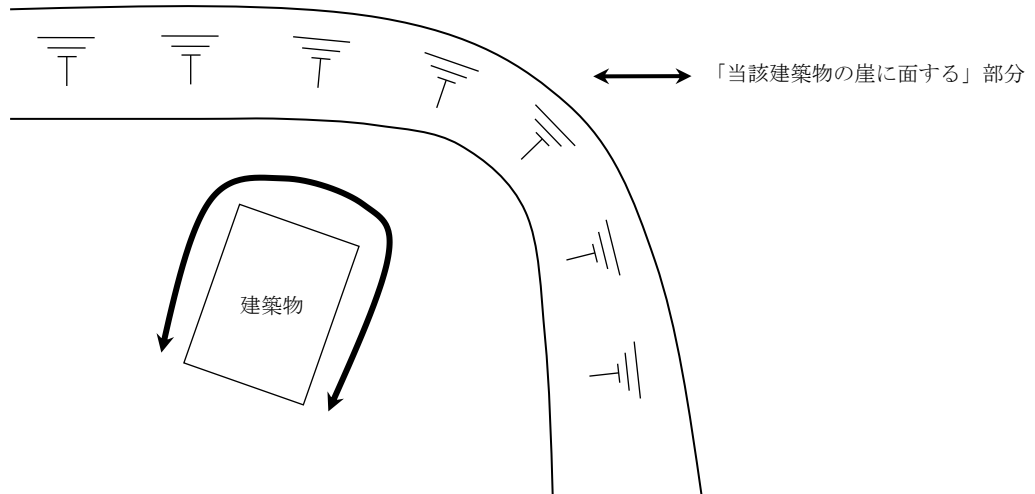


図 4-1 「当該建築物の崖に面する」 部分

「崖の上端の高さ」とは図 4-2 のとおりです。

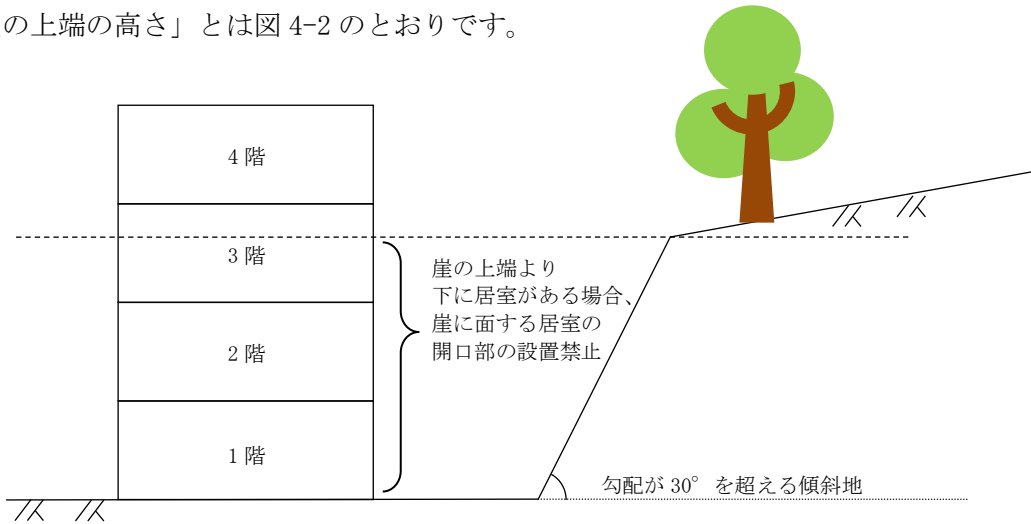


図 4-2 崖の上端の高さ

3 第3項関係

崖崩れによる被害を受けるおそれのない場合とは、次のいずれかに該当する場合とします。

- ・急傾斜地法第12条第1項又は第13条に規定する工事を行った崖に面する場合（図 4-3）
- ・建築物から崖の下端までの距離が当該崖の高さの2倍以上であって、崖崩れにより建築物に影響を及ぼすおそれのない場合（図 4-4）
- ・崖に面さない建築物の部分及び崖の上端より高い建築物の部分である場合
- ・その他崖崩れによる被害を受けるおそれがないと認められる場合

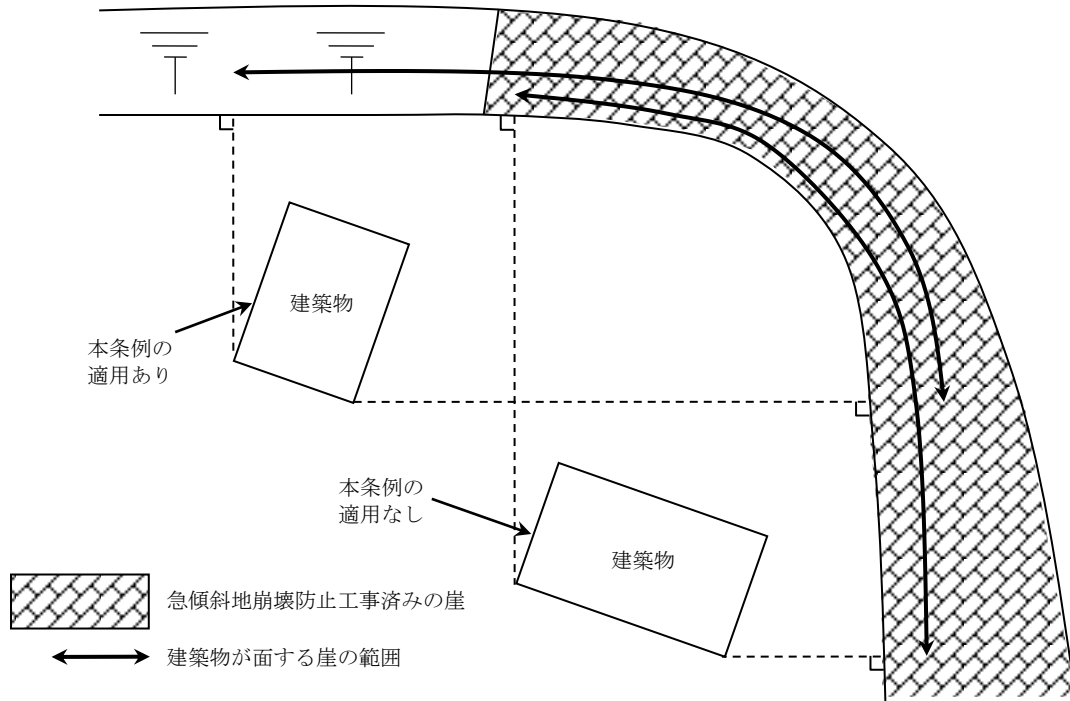


図 4-3 急傾斜地の防災工事を行った崖に面する場合

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律【抜粋】

(都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事)

第 12 条 都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを施行するものとする。

(都道府県以外の者の施行する工事)

第 13 条 国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

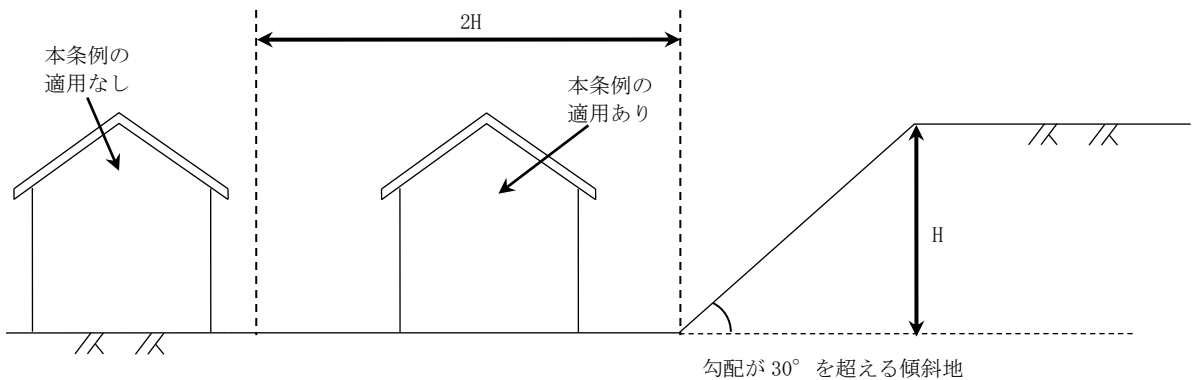


図 4-4 崖の下端から当該崖の高さの 2 倍以上離れ、崖崩れによる被害を受けるおそれがない場合